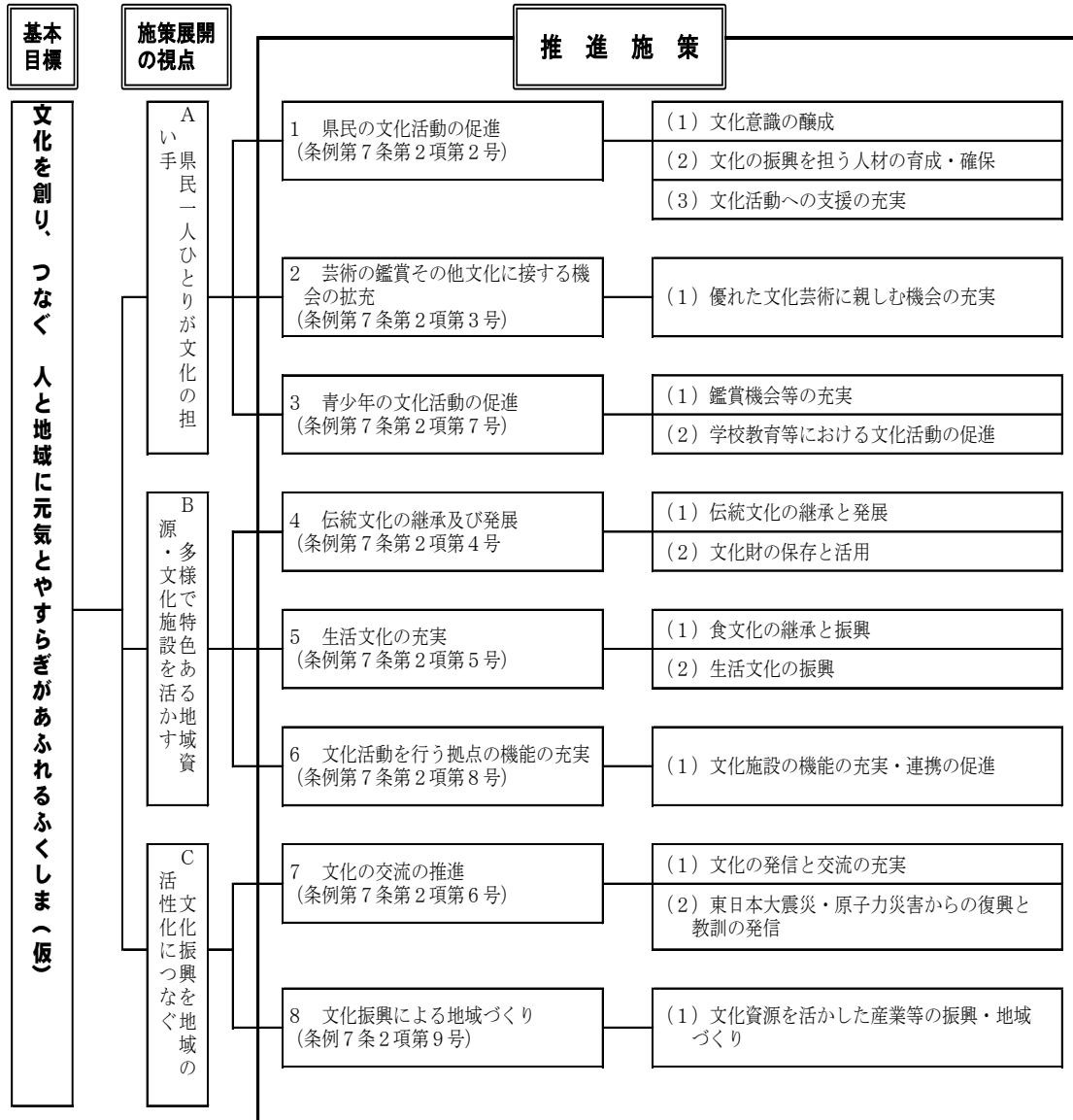


1 IV 推進施策

2 「IV 推進施策」においては、今後9年間を通じて本県が目指す文化の姿の実現に向
 3 けて、さまざまな主体が力を合わせて取り組んでいく施策の方向を示し、総合的かつ計
 4 画的に具体の施策の展開を図っていきます。



5
6
7

1 県民の文化活動の促進

- 文化活動は、活動する者自らが心の豊かさを得られ、活力に満ちた社会や個性豊かな地域の形成など重要な要素となる。
- SDGS の考え方に十分配慮しながら、子どもから高齢者、障がい者まで県民誰もが平等に文化活動に取り組む重要性が増している。
- 災害やコロナ禍など困難な状況にあっても、活動を継続できるよう各種施策に取り組む必要がある。

(1) 文化意識の醸成

【施策の方向】

芸術文化を理解促進するワークショップ等の開催
地域資源を再発見する取組みの支援
生涯学習における学習機会の充実
文化活動を行う意識の醸成

(2) 文化の振興を担う人材の育成・確保

【施策の方向】

文化活動を支援する人材の育成
文化施設の学芸員等の資質向上
ボランティア、NPO等の活動機会の充実

(3) 文化活動への支援の充実

【施策の方向】

顕彰制度の充実
(財) 福島県文化振興財団による支援事業の充実
国、民間団体等の助成制度や企業等の文化支援活動の活用
文化活動の発表機会の充実
文化団体の活性化の促進
デジタル技術を活用した文化活動の支援
コロナ禍などにおける文化活動の継続支援

2 芸術の鑑賞その他文化に接する機会の拡充

- 県民の誰もがより身近なところで容易に文化に接することができる機会を拡充する必要があります。

- 1 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響で、オンラインなどデジタル技術の活用が進み、
2 今後も効果的に活用していく必要がある

3
4 **(1) 優れた文化芸術に親しむ機会の充実**

5 **【施策の方向】**

6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27

文化施設における鑑賞機会の充実 文化施設における参加・体験型事業の充実 高齢者、障がい者が文化芸術に親しむ機会の充実 文化振興財団による文化芸術に親しむ機会等の充実 デジタル技術を活用した鑑賞機会の充実 文化イベントや文化団体等の情報収集・提供の充実
--

3 **青少年の文化活動の促進**

- 青少年期の文化体験は、その人が生涯にわたって文化に対し高い関心を持ち、多様な文化を理解し尊重するための基盤となる。
○ 青少年は、次代の豊かな文化の担い手として重要な存在。
○ SNS等を活用した成果発表など、様々な手法により文化活動を行っている。
○ このため、身近な地域や学校において、多様な文化に接する機会の充実や文化活動を行う環境整備を図ることが必要。

(1) 鑑賞機会等の充実

【施策の方向】

青少年の文化活動の発表機会の充実 青少年の文化芸術の鑑賞機会の充実 青少年の参加・体験型事業の充実

(2) 学校教育等における文化活動の促進

【施策の方向】

学校教育における伝統や文化に関する学習の推進 子どもの読書活動の推進 学校における文化・芸術活動の活性化
--

4 伝統文化の継承及び発展

- 県内各地に伝承、保存されてきた伝統文化は、本県の特色ある文化の重要な構成

- 1 要素。地域コミュニティの形成・維持や世代間交流にも重要な役割を果たしてきた。
2 ○ 伝統文化や文化財を、次代へ大切に引き継ぎながら、地域振興などに活用してい
3 くことが重要。

4

5 **(1) 伝統文化の継承と発展**

6 **【施策の方向】**

7

伝統文化活動の継承・再開
伝統文化の保存・活用
伝統的技術、技法の継承、販路開拓支援
伝統文化に親しむ機会の拡充
子どもたちの地域の伝統文化に関する理解・学習の推進

8

9 **(2) 文化財の保存と活用**

10 **【施策の方向】**

11

文化財保存活用地域計画の策定促進
重要な文化財の指定による保存と活用
災害時の文化財の保存、救出
文化財に接する機会の充実・理解促進
文化財に関する学習機会の拡充

12

13

14 **5 生活文化の充実**

- 15 ○ 生活文化は、日常生活を取り巻く様々な環境で育まれるものであり、重要な地域
16 資源である。

- 17 ○ 人々の生活意識や価値観が多様化する中で、身近な生活環境の中に価値や生きが
18 いを見いだし、豊かで充実した生活を享受することが重要。

19

20 **(1) 食文化の継承・振興**

21 **【施策の方向】**

22

豊かな食文化の継承・振興
地産地消の推進

23

24 **(2) 生活文化の振興**

25 **【施策の方向】**

26

歴史的景観やゆとりある生活環境の形成
森林文化の振興
国民娯楽等の普及

6 文化活動を行う拠点の機能の充実

- 文化の振興のためには、文化活動の拠点である文化施設等の整備や機能の充実が必要。
- また、文化施設は、観光の拠点施設として観光資源などと連携し、国内外の観光客の増加や消費の拡大を図っていくことが必要。

(1) 文化施設の機能の充実・連携の促進

【施策の方向】

県立文化施設の中核的機能の充実
県立文化施設の利用促進
地域の文化施設の機能の充実

7 文化の交流の推進

- 異なる歴史や風土などに育まれた様々な文化が交流することは、それぞれの文化に対する理解を深め、文化活動の充実や地域の活性化にもつながる。
- 東日本大震災・原子力災害から得られた教訓や記憶、震災遺構など、次世代にしっかりと引き継ぎ、広く発信していくことが必要である。

(1) 文化の発信と交流の充実

【施策の方向】

文化活動の発表や交流の場の充実
文化交流の促進
国際相互交流の促進
文化交流イベントの開催
ICTを活用した文化の発信
メディア芸術を活用した交流の拡大

(2) 東日本大震災・原子力災害からの復興と教訓の発信

【施策の方向】

被災地域の伝統文化の復興支援
東日本大震災、原子力災害の体験、記憶、記録等の継承及び発信
ホープツーリズムの推進

8 文化振興による地域づくり

- 地域の文化は、地域の経済や社会を形成する大きな役割を担っており、観光やまちづくり、産業振興などの様々な分野と結びつなげることで、地域コミュニティを活性化させます。
- 地域の特性や様々な資源を活かした文化振興を図ることによって、地域の復興や活性化、地域づくり、交流人口・関係人口の拡大につなげていく必要があります。

(1) 文化資源を活かした産業等の振興・地域づくり

【施策の方向】

文化を活用したまちづくり・観光等の振興
文化を活かした地域産業の活性化
多様な主体との協働による地域の復興、地域コミュニティの再生と活性化
個性豊かな景観や街並みの形成

V 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

文化振興については、県や市町村のみならず県民一人ひとり、文化団体、企業等も自主的・主体的に取り組むことが必要であり、それぞれが重要な役割を担っています。

(1) 県民に期待される役割

県民一人ひとりが、文化芸術への理解を深め、文化を享受し自ら創造するなど、主体的に文化に触れ親しみ、ふくしまの文化を積極的に発信することが期待されます。

(2) 文化団体に期待される役割

後進の指導や育成、組織体制の整備、団体相互の交流の促進、県民が文化芸術に触れ親しむ機会の拡充など、文化活動の裾野の拡大に努めることが期待されます。

(3) 企業に期待される役割

県民の文化活動への積極的な支援、社員等に対する創作活動や鑑賞機会の提供、企業内の文化環境の向上などが期待されます。

(4) 市町村に期待される役割

地域住民の文化活動の場となる公共施設や公的空間等の活用、地域の文化芸術団体等との連携の促進、地域の文化資源を活かした活性化の推進、広域的な文化交流の推進など、各市町村の実情に応じた積極的な取組みが期待されます。

(5) 文化振興関係公益法人に期待される役割

本県文化振興の中核的役割を担っているとの自覚に立ち、県民・文化団体等が行う文化活動への助成や支援の一層の充実と優れた自主事業の展開などが期待されます。

(6) 県の役割

この計画を効果的に推進するため、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、県全体として本県の文化振興に取り組む推進体制を整備することが必要です。

ア 民間団体等との連携・協力

文化の振興に当たっては、県民、事業者、文化団体、ボランティア、NPO、大学等の教育機関などとの連携が重要です。

このため、情報交換に努めるとともに、事業実施に当たっての意見の募集、実行委員会への参加の要請など、事業への協力を求め、その効果的な推進を図ります。

イ 市町村との連携・協力

文化の振興に当たっては、県民に最も身近な自治体である市町村と県との相互の連携

1 が不可欠です。特に、避難指示区域（解除された区域含む）を抱える被災市町村にあつ
2 ては、避難住民、帰還住民の両方において、地域コミュニティの再構築など多くの課題
3 があるため、より一層の支援や連携が求められます。

4 このため、市町村と県がそれぞれの役割を踏まえつつ、さらに被災市町村に対しては、
5 その実情を十分考慮しながら、文化行政に関する支援や情報交換など相互の連携・協力
6 に努め、文化の振興に関する施策を効果的に推進します。

7 8 **ウ 国、他の都道府県との連携・協力**

9 ICTの進展や高速交通網の整備などにより、圏域を越えた広がりを持つ文化活動も
10 多くなっています。このような広域的な文化活動は、本県の文化を活性化するとともに、
11 全国への発信につながります。

12 このため、国や他の都道府県との連携・協力を努め、全国的なイベントの開催に取り
13 組むとともに、県民の県域を越えた広域的な文化活動を支援します。

14 15 **エ 県の推進体制**

16 文化は、教育、福祉、観光、産業など、様々な分野と密接に関わっており、県民の暮
17 らし全般に関係する総合行政としてとらえる必要があります。この、県民の多彩な文化
18 活動を支援し本県の文化振興を図り、地域の復興や活性化につなげていくためには、県
19 政のあらゆる分野に文化の視点を一層取り入れ、文化振興に関する施策について県をあ
20 げて推進する必要があります。

21 このため、各部局との連携体制の更なる強化に努め、全庁的な連携の下に、部局間の
22 調整を図りながら総合的かつ効果的に各種施策を推進します。

25 **2 計画の進行管理**

26 この計画を着実に推進するため、本計画に掲げた各施策に対応する事業の実施状況や
27 指標の推移に着目しながら、施策・事業の有効性を評価し、進行管理を行います。

28 なお、進行管理の結果については、県民にわかりやすく公表するなど、情報の共有化
29 に努めていきます。

1 ◆ 施策の達成度を測る指標一覧

- 2 ○ 目標値（令和12年度）を設定している指標は、県の施策の努力目標です。
 3 ○ 意識調査項目は、通常の指標で図ることが困難な県民の意識について、県政世論
 4 調査結果を用い、県民の視点から県の取組状況を評価するものです。
 5

No.	指標名	現状値	目標値 (令和12年度)	該当施策
1	文化活動やスポーツ活動に積極的に参加していると回答した県民の割合（鑑賞を含む）	R3年度 31.7%	52.0%以上	施策1 意識調査項目
2	市町村生涯学習講座受講者数（人口千人あたり）	R2年度 214人	750人	施策1
3	福島県芸術祭参加行事数	R2年度 38件	135件	施策1
4	文化施設の入館者数			施策2・6
	県立美術館	R2年度 11,915人	100,000人	
	県立博物館	R2年度 65,632人	129,000人	
	福島県文化センター	R2年度 69,733人		
	東日本大震災・原子力災害伝承館	R2年度 43,750人	75,000人	
	アクアマリンふくしま	R2年度 339,855人		
	まほろん	R2年度 11,249人	30,000人	
5	声楽アンサンブルコンテスト全国大会のライブ配信視聴者数及び県総合美術展覧会のWEB展示アクセス数の合計	R2年度 997人		施策2
6	青少年の県総合美術展覧会への出品数	R3年度 160点		施策3
7	青少年の県文学賞への応募数	R3年度 71点		施策3
8	ふるさとの祭り参加民俗芸能団体数	R2年度 累計168団体	累計368団体	施策4
9	市町村の文化財保存活用地域計画策定数	R2年度 0市町村	12市町村	施策4
10	まほろんの入館者数	R2年度 11,249人	30,000人	施策4
11	食育実践サポーター派遣事業実績（派遣者数）	R2年度 58人		施策5
12	地元産の食材を、積極的に使用していると回答した県民の割合	R3年度 74.6%	90.0%以上	施策5 意識調査項目
13	福島県教育旅行学校数	R元年度 6,941校	8,100校	施策7
14	声楽アンサンブルコンテスト全国大会の推薦及び公募団体数	R2年度 156団体		施策7
15	東日本大震災・原子力災害伝承館の入館者数	R2年度 43,750人	75,000人	施策7
16	ホープツーリズム催行件数	R2年度 63件	130件	施策7
17	観光客入込数	R2年度 36,191千人	60,000千人	施策8
18	国内外の友人・知人に対して、自信を持って紹介できる地元のもの（自然、特産品、観光、文化など）があると回答した県民の割合	R3年度 54.8%	78.0%以上	施策8 意識調査項目
19	本県の豊かな自然や美しい景観が保全され、野生鳥獣との共生が図られていると回答した県民の割合	R3年度 53.4%	82.0%以上	施策8 意識調査項目

6
7